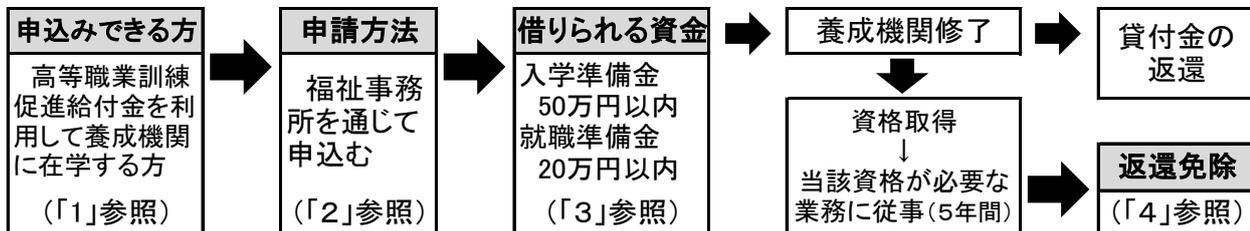


ひとり親家庭の親を対象にした

高等職業訓練促進資金貸付のご案内

— 資格を取得して、資格を活かした業務に5年間従事すると、貸付金の返還が免除されます。—



高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の方に入学や就職の準備に必要な資金を貸し付ける制度です。

養成機関を修了後、和歌山県内に在住し、取得した資格が必要な業務(以下「対象業務」という。)に、引き続き5年従事した場合、**返還が免除**されます。

1 貸付けの対象となる方

和歌山県内に住民登録しているひとり親家庭の親であって、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方。

- ① 入学準備金 養成機関に入学した方 (平成30年4月以降に入学する方)
- ② 就職準備金 養成機関の課程を修了し、資格取得した方 (平成29年度末に修了する方)

※ 専門実践教育訓練給付金を受給する方は対象外です。

※ 介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金及び保育士修学資金の貸付けを受ける方は対象外です。

2 借入申込手続き

高等職業訓練促進給付金の手続きを行った福祉事務所を通じて申し込んでください。

<募集期間> 平成30年5月1日(火)～5月31日(木)

※ 募集終了は、和歌山県社会福祉協議会のホームページ等でお知らせします。

<募集人数> ① 入学準備金 40名程度
② 就職準備金 30名程度

※ 書類不備の場合は受理できません。

※ 貸付審査等がありますので、すべての方に貸付けを行えるわけではありません。

申込み多数の場合は、所得の状況等により貸付けの可否を決定します。

3 貸付限度額と利子

(1) 貸付限度額

- ① 入学準備金 500,000円 以内
- ② 就職準備金 200,000円 以内

(2) 貸付利子

貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子になります。

連帯保証人を立てない場合も貸付は可能です。その場合、返還金に年1%の利息がかかるようになります。

※ なお、支払いが返還計画より遅れると延滞利子(年5%)がかかります。

4 返還免除

(1) 次のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。

- ① 養成機関の課程を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職
- ② 県内に居住し、取得した資格が必要な業務(1週間の所定労働時間が20時間以上)に従事
- ③ 対象業務に5年間従事

- ※ 従事期間は、資格取得日と対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月から算定します。
- ※ 養成機関を退学した場合や、修了後、対象業務に従事しない場合や従事期間が5年に満たないで退職する場合などは返還免除になりません。
- ※ 従事期間が5年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。

(2) 上記4の(1)の要件に該当しない場合は、貸付金を返還していただきます。

◆ 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき
- ③ 対象業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 対象業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により対象業務に従事できなくなったとき

5 その他、条件等

借入申込みにあたり、連帯保証人を立てる場合、連帯保証人の条件は以下となります。

- ・ 借入申込者の養成機関への修学、修了後の就職及び就労継続を支援する熱意を有すること
- ・ 前年の所得が180万円以上で、年齢は65歳未満であること
- ・ 借入申込者と同一世帯の者でないこと
- ・ 借入申込者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者または未成年後見人)であること

6 借入申込みに必要な書類

以下の書類を、封筒に入れて、居住地の管轄の福祉事務所に提出してください。

申込者	1	借入申込書(様式1)
	2	同意書(様式2)
	3	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)
	4	市町村民税 課税(非課税)証明書(借入申込者が属する世帯で収入がある方全員のもの)
	5	高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し (入学準備金の借入を申込みの場合)
	6	養成機関の在学証明書
	7	養成機関への入学にあたり要した費用が確認できる書類の写し(領収書等) (就職準備金の借入を申込みの場合)
	8	養成機関の課程を修了したことを証明する書類
	9	当該養成機関を経て取得した資格を証明する書類
	10	就職にあたり要した費用が確認できる書類の写し(領収書等)
連帯保証人	11	同意書(様式2)
	12	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)
	13	所得証明書

※ これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆ 書類提出先

高等職業訓練促進給付金の手続きを行った福祉事務所
(当該福祉事務所を通じて、和歌山県社会福祉協議会に書類を送付します。)

◆ 問合せ・申込み先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 総務・資金部 生活資金班 TEL 073-435-5223
〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階